

地下水汚染防止に関する
改正水質汚濁防止法
について
(平成24年6月1日施行)

水濁法改正の背景

- 平成元年の水濁法改正により、事業者に対する有害物質の地下浸透禁止に関する規定が整備されたところであるが、昨今の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明。

(累計事例数)

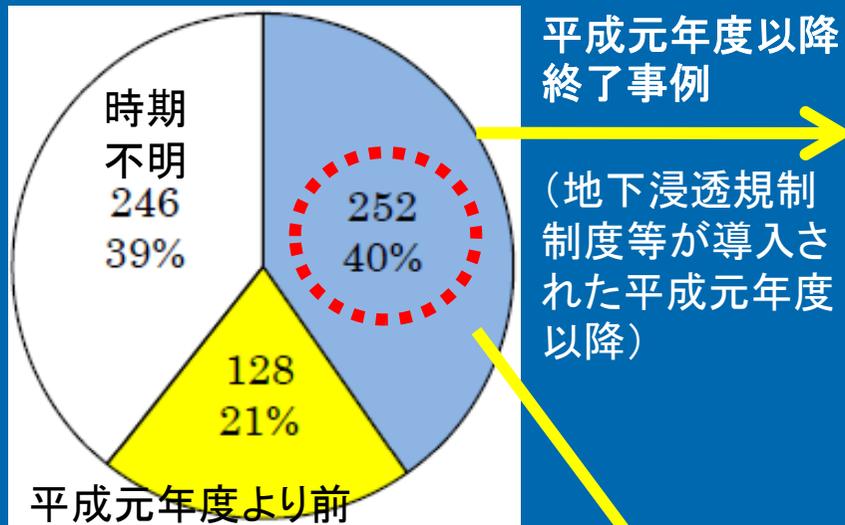
年 度	H16	H17	H18	H19	H20
事例数	974	1,049	1,123	1,187	1,234

工場・事業場が汚染原因と推定される汚染事例の推移

- これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半。

汚染原因等の実態特徴

平成元年度以降に汚染原因となった行為等が終了した事例がある(約4割)
(ここでは「平成元年度以降終了事例」)

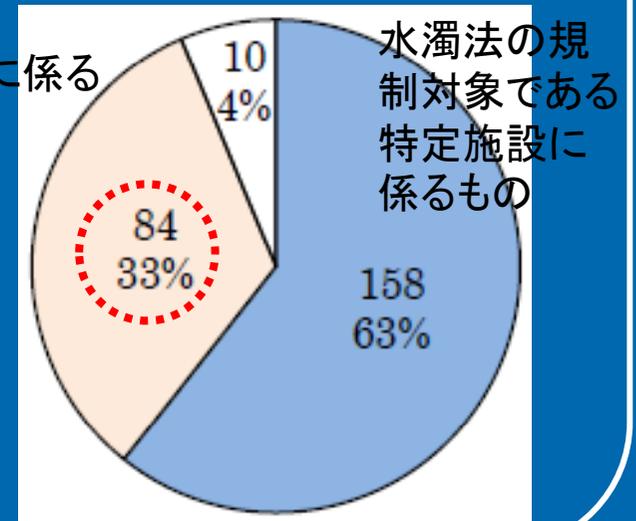


汚染原因行為等の終了時期
(汚染水の地下浸透)

・地下浸透規制の対象とされていない施設からの汚染事例がある(約3割)

施設以外に係るもの

特定施設以外
の施設に係るもの



原因施設等の種別

- ・事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例がある
- ・工場等の敷地外に地下水汚染が広がっていた事例 (うち約4割(38.9%))
- ・周辺の水の飲用中止の指導を行った事例 (うち約3割(29.4%))

＜水濁法の改正概要＞

- (1) 対象施設の拡大
- (2) 構造等に関する基準の遵守義務
- (3) 定期点検の実施、記録の保存の義務
- (4) その他（既存の施設への猶予期間等）

水濁法の主な改正内容(1)

(1) 対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設(有害物質貯蔵指定施設)等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならない。

特定施設等の設置の届出 (法第5条第3項)

有害物質を貯蔵する施設(有害物質貯蔵指定施設)の設置者は、施設の構造、設備、使用の方法等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならないこととする。

また、有害物質使用特定施設であって排水の全量を下水道に排出するなど、水濁法に基づく届出を行っていない有害物質使用特定施設の設置者にも同様の義務が課される。

水濁法の主な改正内容(2)

(2) 構造等に関する基準遵守義務等

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。また、都道府県知事等は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できることとする。

計画変更命令（法第8条第2項）

都道府県知事等は、特定施設等の設置の届出、若しくは第7条に基づく構造等の変更届出があった場合において、当該施設が有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務に規定する有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準に適合していないと認めるときは、構造等に関する計画の変更又は廃止を命じることができることとする。

有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の 遵守義務(法第12条の4)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならないこととする。この構造等に関する基準の遵守義務は、有害物質使用特定施設として従来から水濁法に基づく届出を行っていた施設(特定地下浸透水を地下に浸透させる者を除く。)にも適用される。

改善命令(法第13条の3)

都道府県知事等は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者が構造基準等を遵守していないと認めるときは、施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善、又は施設の使用の一時停止を命ずることができることとする。

水濁法の主な改正内容(3)

(3) 定期点検の義務の創設

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期に点検しなければならないこととする。

排水水の汚染状態の測定等 (法第14条第5項)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造・設備、使用の方法等について、定期的に点検し、その結果を記録、保存しなければならないこととする。

水濁法の主な改正内容(4)

(4) 既存施設に対する適用猶予

既存の有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設については、構造等に関する基準等は3年間適用しない。

→ ただし、定期点検の義務は適用する。

※構造基準等は平成27年5月31日までは適用されない。
その間は点検のみ適用される。

法付則第4条

改正法の施行の際、既に有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者、設置の工事をしている者については、新法第8条第2項(計画変更命令)、第12条の4(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)、第13条の3(改善命令等)の規定を改正法の施行の日から3年間は適用しないこととする。

＜有害物質使用特定施設、有害物質
貯蔵指定施設に係る構造等に関する
基準の設定及び定期点検の方法
の基本的な考え方(解説)について＞

共通事項1

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設
の

- ① 施設本体
- ② 施設の設置場所の床面及び周囲
- ③ 施設本体に付帯する配管等
- ④ 施設本体に付帯する排水溝等

について、構造、設備及び使用の方法に関する基準
(以下「構造等に関する基準」という。)及び定期点検
の方法を定めたものである。

共通事項2

構造等に関する基準と定期点検の方法をそれぞれ別個に規定するのではなく、「構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせ」を基本としている

共通事項3

- 例えば、有害物質使用特定施設等が必要な材質や構造を有して、漏えいを防止できることが確保されていれば、適切な頻度（例えば年に1回）で目視による定期点検を行う。



- 材質及び構造による漏えい防止が十分に確保できない既設の施設であれば、目視による定期点検の頻度を多くすることで漏えいを防止する。



- 目視による定期点検ができないような既設の施設であれば、早期に漏えいを発見するため、漏えいを検知するシステムを導入して、適切な頻度で定期点検することにより、地下浸透を防止する。



- 漏えいを検知するシステムが導入できない場合は、その他の同等の措置を講じることにより、地下水汚染の未然防止を図る。

実施可能性に配慮して次の3段階の措置を設定

1) 新設の施設を対象とした措置(A基準)

➤ 新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成する。これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認する。

2) 既設の施設を対象とした措置(B基準)

➤ 既設の施設に対する実施可能性にも配慮した構造等に関する基準とする。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容をA基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本とする。

3) 既設について改正水濁法の施行後3年間で適用できる 措置(C基準)

- 既設の施設については、改正水濁法施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間では、定期点検のみが適用される。
- このため、基本的には、新設の施設を対象としたA基準及び既設の施設を対象としたB基準に対応する定期点検の内容よりも、点検頻度を高めるなど、定期点検の内容はより充実したものとする。
- ただし、可能な点検手法が構造や設備の条件から限られる場合には配慮する。

A基準、B基準及びC基準の関係

	改正水濁法施行後 3 年間	施行後 3 年以降
新設の施設	A基準のみが適用される	
既設の施設	C基準 ※構造基準等が適合していれば、A基準及びB基準が適用可能	B基準 ※構造基準等が適合していれば、A基準が適用可能

<地下水汚染の未然防止のための
構造と点検・管理に関するマニュアル
について>

マニュアルの内容と構成 ①

名称：地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル

- 今回の水質汚濁防止法改正による新たな制度が円滑に施行されるよう、
 - ・ 関係する事業者の皆さんが実際に対策を実施する際の参考となるようにわかりやすく制度の内容を説明し、
 - ・ どのような施設においてどのような対応をしなければならないかをお示しするとともに、
 - ・ 様々な関連情報を取りまとめた

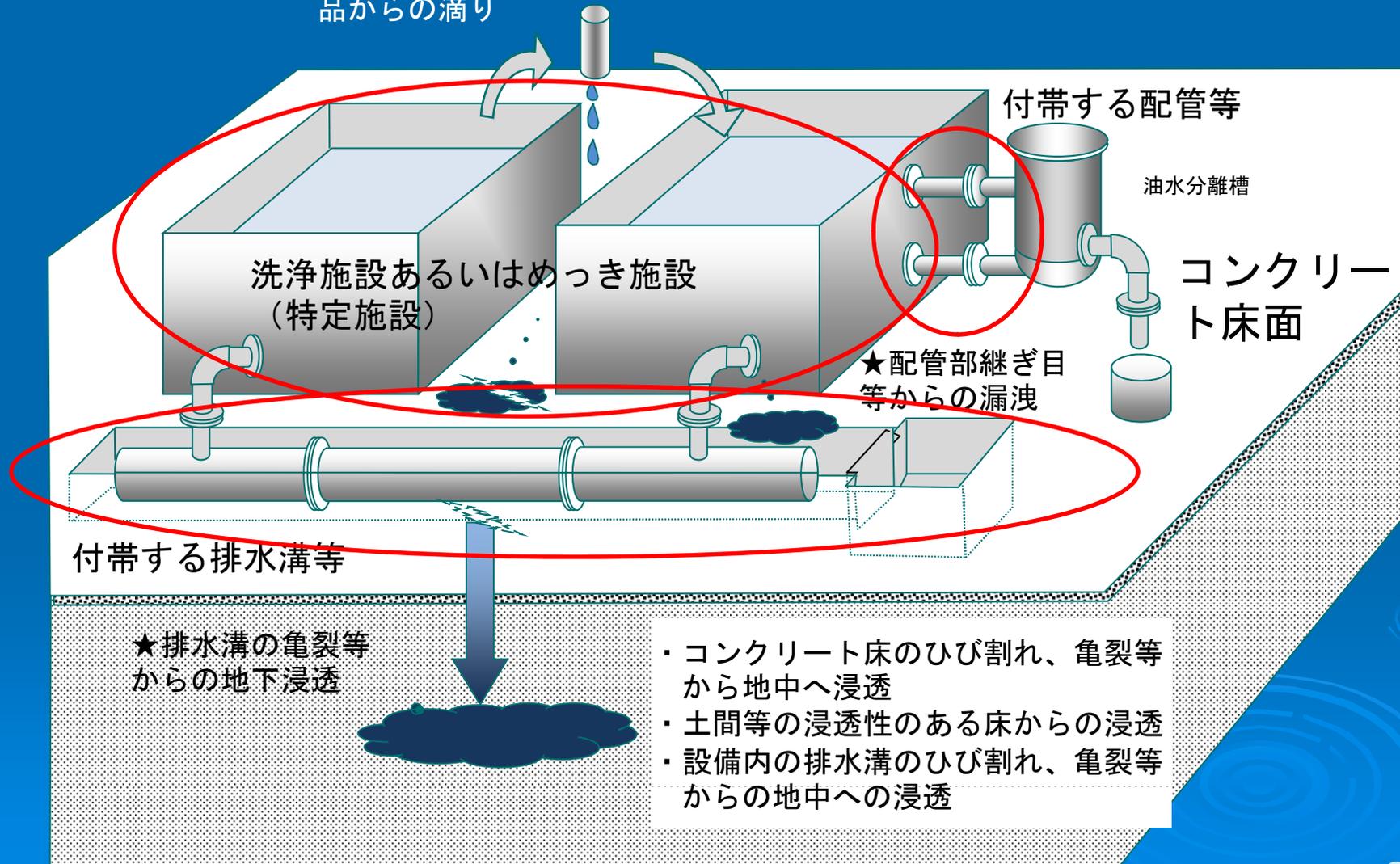
- ・ 環境省ホームページの以下のURLでご覧いただけます
http://www.env.go.jp/water/chikasui_jiban.html

マニュアルの内容と構成 ②

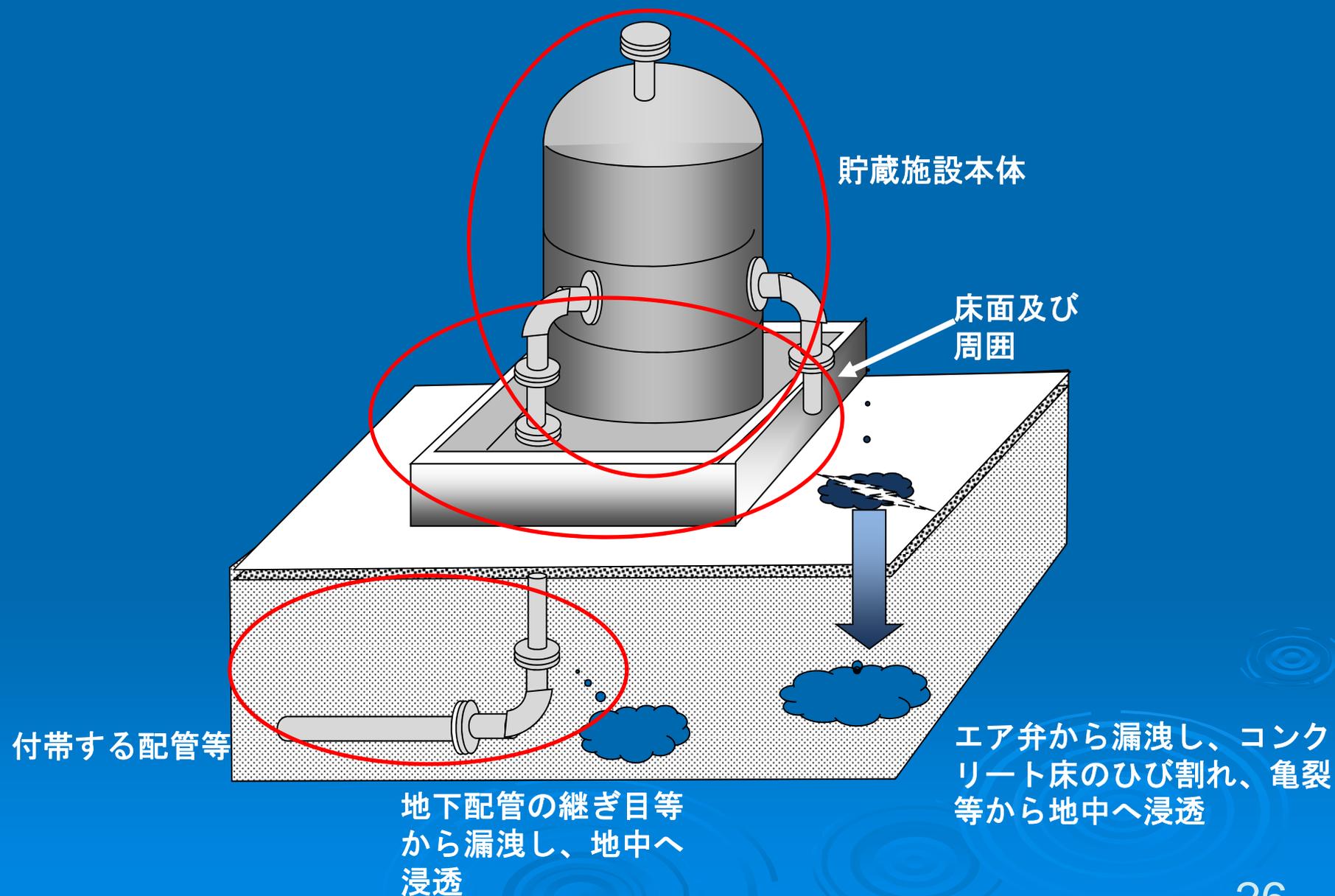
1. 構造等規制制度の趣旨・狙い
2. 対象となる施設
3. 必要な手続き
4. 対応が求められる事項(規制の内容)
5. 関連制度
6. 関係者の連携・支援
7. 地下水汚染の未然防止のためのリスク管理
8. 有害物質の漏えい・地下浸透時の対応
9. 用語集、参考資料

対象となる施設の設備と対象事例について①

★洗浄あるいはめっき処理された製品からの滴り



対象となる施設の設備と対象事例について②



有害物質使用特定施設 マニュアルP7～

- ・有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設（水濁法第2条第8項）
- ・水濁法対象外であった「全量を下水道に放流する有害物質使用特定施設」（有害物質についてP8～：現在の26項目のほか、今後、塩化ビニールモノマー、1,2ジクロロエチレン、1,4ジオキサンが追加される予定）
- ・対象外・・・水濁法の有害物質使用特定施設に該当しないものの、汚水等を循環使用して排水しない施設
 - 下水道終末処理施設等
 - 畜産関係施設
 - 温泉ホテル、旅館
 - ガソリンスタンドなど
 - 生コンクリート

有害物質貯蔵指定施設 マニュアルP11～

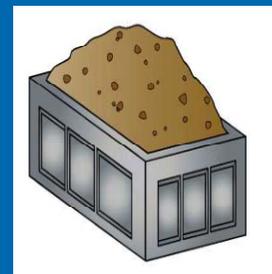
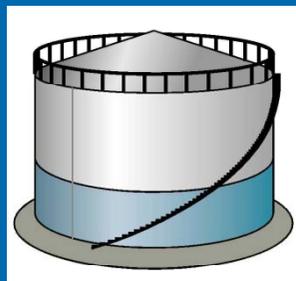
○有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設

※常温・常圧で液状のもの(100%を含む)、微量に有害物質を含む廃液等(ただし含有不純物や貯蔵を目的としていないものは除く)

□対象外(P12～)

- ・生産施設と一体のもの・・・生産施設に含む
- ・排水口の一部の溜めマス・・・排水処理施設に含む
- ・排水処理工程の中に一体として組み込まれている廃液タンク・・・排水処理施設に含む

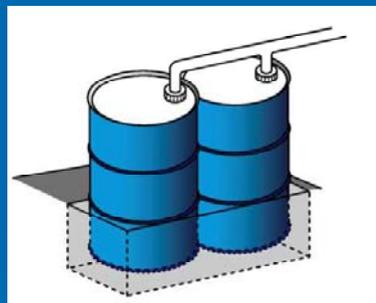
有害物質貯蔵指定施設の事例 マニュアルP15～



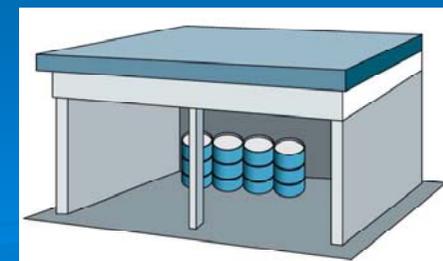
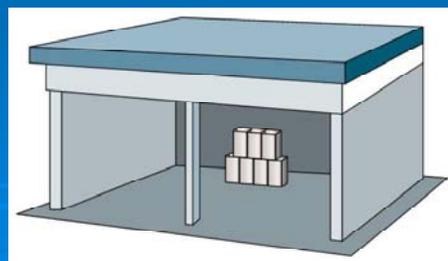
○有害物質の貯蔵でも、気体、固体は対象外

○固定されているものが対象

⇒



○商品等の固定されていないものの貯蔵は対象外 ⇒



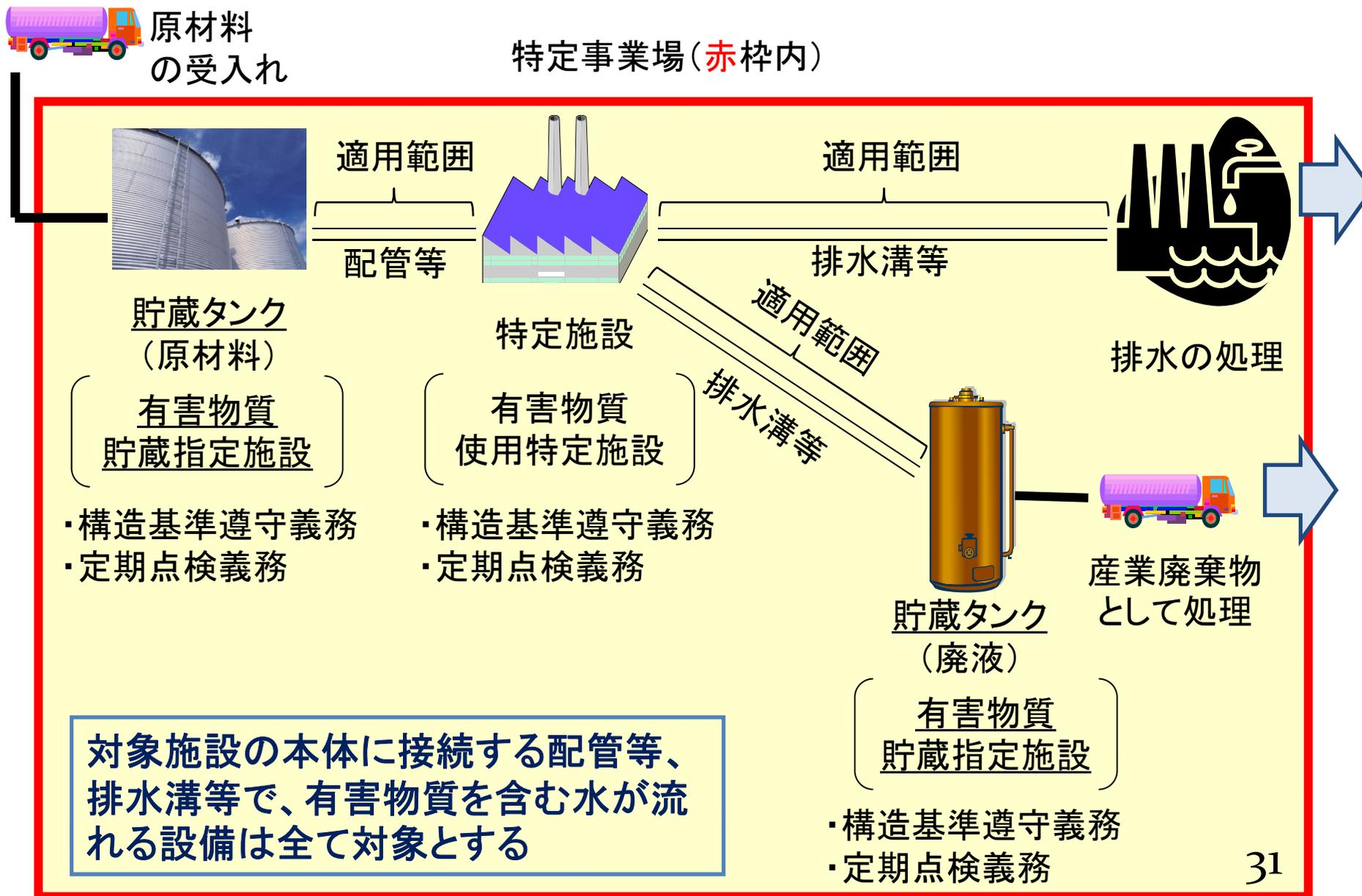
適用対象とする貯蔵施設について

- 「貯蔵する」は、有害物質を貯蔵することを目的とするタンク等の施設が対象
- 内容物の濃度でもって限定することは困難
- 内容物に有害物質が含有される場合であっても、それが不純物として含有される場合については対象外



- 例えば、ガソリンタンクは対象外
不純物としてベンゼンが入っているが、ベンゼンの貯蔵を目的とした施設ではないため。
- 例えば、カドミウムを含む廃水のタンクで、カドミウムを除去するためにいったん貯蔵する目的で設置される施設については、カドミウムの濃度が微量であっても対象となる。

適用対象とする施設の範囲について マニュアルP16～



構造等に関する基準及び定期点検について

構造等に関する基準及び定期点検 について マニュアルP33～

○構造等に関する基準と定期点検の組み合わせにより規定されている

- ・施設設置場所の床面及び周囲
- ・施設本体
- ・施設本体に付帯する配管等
- ・施設本体に付帯する排水溝等
- ・地下貯蔵施設

定期点検に関する手法について マニュアルP101～

○定期点検の実施が困難な場合についての参考事例

定期点検について(法第14条第5項)

マニュアルP39～

○定期点検の記録と保存(3年間保存)

次の項目を記録し保存する

- ・点検を行った有害物質使用特定施設等名
- ・点検年月日
- ・点検の方法と結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検に基づいて補修等措置を講じたときはその内容
- ・異常が確認された場合の記録についても3年間保存するよう務めること。

届出に関する留意事項①

改正法の施行の時点(平成24年6月1日)で
既に設置されている
①有害物質使用特定施設



既に改正前の水濁法第5条第1項の届出をしている



改正法附則第2条の規定により、改めて届け出る必要はない。この場合、改正後の水濁法第5条第1項の届出が既になされているとみなされることとなる。

届出に関する留意事項②

改正法の施行の時点(平成24年6月1日)で既に設置されている施設で、改正法により新たに届出対象となった

①有害物質使用特定施設(下水道に排水の全量を放流等している施設)

又は

②有害物質貯蔵指定施設

改正前の水濁法第5条第1項の届出をしていないので、改正水濁法施行日から30日以内(平成24年6月30日まで)に都道府県等への届出が義務付けられている。

その他（環境省より）

改正後の水濁法の施行後のフォローアップについて

- 改正後の水濁法の施行後においても、特に構造等に関する基準に規定する「同等の措置」の事例等について収集し、広く情報共有することが必要である。また、漏えいの点検や検知の方法に関する新たな知見・情報の収集も重要であると考えられる。
- こうしたことから、環境省において、検討会を設置するなどにより、改正水濁法の施行状況について、フォローアップを行う予定であるので、関連情報を幅広く提供願いたい。
- さらに、必要があれば疑義解釈集の作成も検討する予定である。